

旅客営業規則【新旧対照表】

改 正	現 行
第 4 章 乗車券の効力	第 4 章 乗車券の効力
第 2 節 乗車券の効力	第 2 節 乗車券の効力
第 8 4 条 削除	<p style="text-align: center;">(表紙から切り離された回数券の券片等の効力)</p> <p>第 8 4 条 <u>回数券の券片は、旅行開始前に切り離した場合は、無効として回収する。</u></p>

*下線部が改正箇所。

旅客営業取扱細則【新旧対照表】

改 正	現 行
第 4 章 乗車券の効力	第 4 章 乗車券の効力
第 4 0 条 削除	<p style="text-align: center;">(入鉄前に切り離した回数券の効力の特例)</p> <p>第 4 0 条 <u>入鉄前に表紙から切り離された回数券は、その事実が表紙によって証明される場合に限り規則第 8 4 条の規定にかかわらず有効として取り扱うことができる。</u></p>

*下線部が改正箇所。